

社発第 29 号  
平成22年8月5日

貸借取引参加者  
代表者 殿

中部証券金融株式会社  
取締役社長 湯本崇雄

「貸借取引貸出し規程」等の一部改定について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)名古屋証券取引所において上場商品の多様化に向けたETFの上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正を実施しておりますが、これに伴い、当社は「貸借取引貸出し規程」等の一部改定を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬具

記

1. 改定を行う規程

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| (1) 貸借取引貸出し規程                               | ・・・ | 別紙1 |
| (2) 貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い                      | ・・・ | 別紙2 |
| (3) 貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領 | ・・・ | 別紙3 |
| (4) 貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領    | ・・・ | 別紙4 |

[主な改定内容]

- ・貸借取引の対象となる有価証券に、投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を追加します。

2. 実施日 平成22年8月5日

以 上

## 「貸借取引貸出し規程」一部改定新旧対照表

平成22年8月5日一部改定実施

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p><b>第1条～第2条</b> (現行どおり)</p> <p>(貸出しの範囲)</p> <p><b>第3条</b> 第1条の貸出しは、有価証券の価格形成を公正にし、その流通を円滑にするために真に必要であって、かつ、貸借取引参加者が次の各号に掲げる目的のため必要とする金銭または<u>有価証券</u>にかぎりこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 貸借取引参加者が、当社から金銭または<u>有価証券</u>の貸出しを受けないで第1号または前号に掲げる金融商品市場取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または<u>有価証券</u>を調達するため。</p> <p><b>2.</b> <u>前項の貸出しの対象となる有価証券は、次の各号に掲げる有価証券（以下「株券等」という。）をいう。</u></p> <p>(1) <u>内国法人の発行する株券</u></p> <p>(2) <u>投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する次のもの。</u></p> <p>①<u>金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券（以下「投資信託受益証券」という。）</u></p> <p>②<u>法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という。）</u></p> <p>③<u>法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券（以下「外国投資証券」という。）</u></p> <p><b>第4条～第6条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第1条～第2条</b> (省 略)</p> <p>(貸出しの範囲)</p> <p><b>第3条</b> 第1条の貸出しは、有価証券の価格形成を公正にし、その流通を円滑にするために真に必要であって、かつ、貸借取引参加者が次の各号に掲げる目的のため必要とする金銭または<u>株券もしくは日経300株価指数連動型上場投資信託（以下「証券投資信託」という。）の受益証券（以下「受益証券」という。）</u>にかぎりこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 貸借取引参加者が、当社から金銭または<u>株券等（株券および受益証券をいう。以下同じ。）</u>の貸出しを受けないで第1号または前号に掲げる金融商品市場取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または<u>株券等</u>を調達するため</p> <p>(新 設)</p> <p><b>第4条～第6条</b> (省 略)</p>

改 定 後	現 行
<p>(貸出しの申込み等)</p> <p><b>第7条</b> 貸借取引参加者は、貸借取引により貸出しを受けようとするときは、所定の融資申込票または貸株等（<u>株券等の貸出し</u>をいう。以下同じ。）申込票に銘柄、株数（<u>投資信託受益証券、外国投資信託受益証券および外国投資証券</u>の場合には、「口数」と読み替える。以下特に定めのないかぎり同じ。）、その他所定の事項を記入して、貸出しを受けようとする日の3日前の日（以下「貸出申込日」という。）の当社が別に定める時限までに、当社に当該貸出しを申し込まなければならない。</p> <p>2. ～ 5. (現行どおり)</p> <p><b>第8条～第11条</b> (現行どおり)</p> <p>(貸株等超過の場合の措置)</p> <p><b>第12条</b> 当社は、貸出日における貸株残高株数等（第15条に規定する貸出株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）が融資残高株数等（第19条に規定する融資担保株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）を超過することとなる銘柄については、別に定める日時までにその超過する数量（以下「超過株数等」という。）を発表し、超過株数等の範囲内で当該銘柄について、貸株等返済の追加申込み（貸株等申込みの取消しを含む。）および融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。）を受け付けるものとし、これによってもなお貸株等超過（超過株数等が生じている状態をいう。以下同じ。）が解消しない場合には、当社が別に定める方法により株券等を調達して、これを貸し出すものとする。</p> <p><b>第13条</b> (現行どおり)</p> <p>(貸出しに関する通知)</p> <p><b>第14条</b> 当社は、貸出申込日または返済申込日（以下「申込日」という。）の翌日までに、貸借取引にかかる貸出金額または貸出し株数、当社が担保として受入れる第19条に規定する融資担保株券等の株数または貸株等代り金の額、その他所要の事項を貸借取引参加者に通知する。</p> <p>2. ～ 4. (現行どおり)</p>	<p>(貸出しの申込み等)</p> <p><b>第7条</b> 貸借取引参加者は、貸借取引により貸出しを受けようとするときは、所定の融資申込票または貸株等（<u>貸株および貸受益証券</u>をいう。以下同じ。）申込票に銘柄、株数（<u>受益証券</u>の場合には、「口数」と読み替える。以下特に定めのないかぎり同じ。）、その他所定の事項を記入して、貸出しを受けようとする日の3日前の日（以下「貸出申込日」という。）の当社が別に定める時限までに、当社に当該貸出しを申し込まなければならない。</p> <p>2. ～ 5. (省 略)</p> <p><b>第8条～第11条</b> (省 略)</p> <p>(貸株超過または貸受益証券超過の場合の措置)</p> <p><b>第12条</b> 当社は、貸出日における貸株残高株数または貸受益証券残高口数（以下「<u>貸株残高株数等</u>」という。）が融資残高株数または融資残高口数（以下「<u>融資残高株数等</u>」という。）を超過することとなる銘柄については、別に定める日時までにその超過<u>株数</u>または超過<u>口数</u>（以下「超過株数等」という。）を発表し、超過株数等の範囲内で当該銘柄について、貸株等返済の追加申込み（貸株等申込みの取消しを含む。）および融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。）を受け付けるものとし、これによってもなお貸株<u>超過</u>、<u>貸受益証券超過</u>（以下「<u>貸株等超過</u>」という。）の状態が解消しない場合には、当社が別に定める方法により株券等を調達して、これを貸し出すものとする。</p> <p><b>第13条</b> (省 略)</p> <p>(貸出しに関する通知)</p> <p><b>第14条</b> 当社は、貸出申込日または返済申込日（以下「申込日」という。）の翌日までに、貸借取引にかかる貸出金額または貸出し株数、当社が担保として受入れる第19条に規定する融資担保株券等の株数<u>もしくは口数</u>または貸株等代り金の額、その他所要の事項を貸借取引参加者に通知する。</p> <p>2. ～ 4. (省 略)</p>

改 定 後	現 行
<p>(貸出金額および貸借値段等)</p> <p><b>第15条</b> (現行どおり)</p> <p>2. 貸借取引による貸出金額および貸出株券等の価額は、貸出し申込日における当該銘柄の貸借値段に申込株数(第11条第1項ただし書きに規定するみなしの貸出し申込に基づく申込株数を含む。)を乗じた額とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><b>第16条～第18条</b> (現行どおり)</p> <p>(融資担保株券等および貸株等代り金)</p> <p><b>第19条</b> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により差し入れられた融資担保株券等を任意に貸出し、もしくは担保に差し入れ、または当該株券の<u>株券等に表示される権利</u>に付随する権利を行使することができるものとする。</p> <p>3. ～ 4. (現行どおり)</p> <p>(権利の授受)</p> <p><b>第20条</b> 当社は、融資担保株券等および貸出し株券等にかか<u>る株式</u>に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等または<u>次の各号に掲げる権利</u>については、当該権利の帰属する者を確定するための基準日において、金銭の貸出しを受けている貸借取引参加者には当該権利を移転し、株券等の貸出しを受けている貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1) <u>投資信託受益証券の受益権に付随する収益分配その他に関する権利</u></p> <p>(2) <u>外国投資信託受益証券の受益権に付随する権利であって第1号の投資信託受益証券の受益権に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利</u></p> <p>(3) <u>外国投資証券の投資口に付随する金銭の分配その他に関する権利であって投資証券の投資口に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利</u></p>	<p>(貸出金額および貸借値段等)</p> <p><b>第15条</b> (省 略)</p> <p>2. 貸借取引による貸出金額および貸出株券等<u>(貸出株券、貸出受益証券をいう。以下同じ。)</u>の価額は、貸出し申込日における当該銘柄の貸借値段に申込株数(第11条第1項ただし書きに規定するみなしの貸出し申込に基づく申込株数を含む。)を乗じた額とする。</p> <p>3. (省 略)</p> <p><b>第16条～第18条</b> (省 略)</p> <p>(融資担保株券等および貸株等代り金)</p> <p><b>第19条</b> (省 略)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により差し入れられた融資担保株券等を任意に貸出し、もしくは担保に差し入れ、または当該株券の<u>株式もしくは当該受益証券の証券投資信託</u>に付随する権利を行使することができるものとする。</p> <p>3. ～ 4. (省 略)</p> <p>(権利の授受)</p> <p><b>第20条</b> 当社は、融資担保株券等および貸出し株券等<u>の株式</u>に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等または<u>証券投資信託の収益分配金その他に関する権利</u>については、<u>当該株式を発行した会社が、当該権利の帰属する株主を定めるために決定する基準日</u>または<u>当該証券投資信託の収益分配金等</u>を受ける者を確定するための基準日において、金銭の貸出しを受けている貸借取引参加者には当該権利を移転し、株券等の貸出しを受けている貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p>

改 定 後	現 行
<p><b>第21条</b> (現行どおり)</p> <p>(特定代用有価証券の分別管理)</p> <p><b>第21条の2</b> 貸借取引参加者は、貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引顧客取引分に関し、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券または非清算参加者から預託を受けたその顧客の信用取引保証金代用有価証券(法の定めるところにより、貸借取引参加者または非清算参加者が当該有価証券を担保に供することにつき、当該顧客から書面による同意を得たものに限る。(以下「特定代用有価証券」という。)を当社に貸借担保金代用有価証券または増担保金の代用有価証券として担保に差し入れる場合には、当該担保が特定代用有価証券であることを明示しなければならない。</p> <p><b>2.</b> (現行どおり)</p> <p><b>第22条～第25条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第21条</b> (省 略)</p> <p>(特定代用有価証券の分別管理)</p> <p><b>第21条の2</b> 貸借取引参加者は、貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引顧客取引分に関し、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券または非清算参加者から預託を受けたその顧客の信用取引保証金代用有価証券(金融商品取引法の定めるところにより、貸借取引参加者または非清算参加者が当該有価証券を担保に供することにつき、当該顧客から書面による同意を得たものに限る。(以下「特定代用有価証券」という。)を当社に貸借担保金代用有価証券または増担保金の代用有価証券として担保に差し入れる場合には、当該担保が特定代用有価証券であることを明示しなければならない。</p> <p><b>2.</b> (省 略)</p> <p><b>第22条～第25条</b> (省 略)</p>

## 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」一部改定新旧対照表

平成22年8月5日一部改定実施

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p data-bbox="225 387 735 421">貸借取引貸株等超過銘柄に対する取扱い</p> <p data-bbox="177 472 783 584">貸借取引貸出し規程第12条、第13条及び第23条に規定する貸借取引の貸株等超過銘柄に対する取扱いを次のとおり定める。</p> <p data-bbox="181 678 783 835">1. <u>当社は、貸借申込みにより、貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄については、申込日の翌営業日午前立会い開始時まで、その超過株数を発表する。</u></p> <p data-bbox="181 887 571 920">2. ～ 9. (現行どおり)</p> <p data-bbox="177 972 783 1173">10. <u>貸株等超過銘柄が株券以外の有価証券である場合については、本取扱い各項(別表を含む。)の規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="193 1301 272 1335">(別表)</p> <p data-bbox="181 1386 571 1420">1. (現行どおり)</p> <p data-bbox="181 1471 783 1673">2. 次に定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)又は(4)に該当する場合は、(1)又は(2)の該当する料率の2倍とする。</p> <p data-bbox="181 1680 783 2045">(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日が定められた銘柄又は株式会社証券保管振替機構(以下「保振機構」という。)が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄(以下、本号において配当落もしくは権利落とする期日又は総株主通知にかかる株主を確定するための日の2営業日前の日を「期日」という。)</p>	<p data-bbox="852 387 1362 421">貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い</p> <p data-bbox="804 472 1410 629">貸借取引貸出し規程第12条、第13条及び第23条に規定する貸借取引の貸株超過銘柄または貸受益証券超過銘柄に対する取扱いを次のとおり定める。</p> <p data-bbox="809 678 1410 835">1. <u>貸借取引申込みにより、貸株残高が融資残高を超過した銘柄については、当社は、申込日の翌営業日午前立会い開始時まで、その超過株数を発表する。</u></p> <p data-bbox="809 887 1182 920">2. ～ 9. (省 略)</p> <p data-bbox="804 972 1410 1256">10. <u>貸受益証券超過銘柄については、本取扱い各項の規定中「株券」は「受益証券」と、「株数」は「口数」と、「借株」は「借受益証券」と、「貸株」は「貸受益証券」と、「1株」は「1口」と、「貸株超過」は「貸受益証券超過」と、「借株先」は「借受益証券先」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 1301 900 1335">(別表)</p> <p data-bbox="809 1386 1182 1420">1. (省 略)</p> <p data-bbox="809 1471 1410 1673">2. 次に定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料率については、(1)～(3)の各区分に定める料率とする。ただし、(1)に該当し、かつ(2)又は(3)に該当する場合は、(1)の該当する料率の2倍とする。</p> <p data-bbox="809 1680 1410 2000">(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日が定められた銘柄又は株式会社証券保管振替機構が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄(以下、本号において配当落もしくは権利落とする期日又は総株主通知にかかる株主を確定するための日の2営業日前の日を「期日」という。)</p>

改 定 後	現 行
<p>①～② (現行どおり)</p> <p><u>(2) 保振機構が外国株券等の保管及び振替決済にかか</u> <u>る業務において取り扱う外国投資信託</u> <u>受益証券又は外国投資証券について、保振機</u> <u>構の「外国株券等の保管及び振替決済に関す</u> <u>る規則」に基づく外国株券等実質株主の通知</u> <u>が行われる銘柄(上記(1)に該当する場合を除</u> <u>く。)については、当該外国株券等実質株主を</u> <u>確定するための期日(株主総会における議決</u> <u>権について外国株券等実質株主の議決権を代</u> <u>理行使するために保振機構が指定する日を含</u> <u>む。)の8営業日前から3営業日前までの貸借</u> <u>申込み分</u> <u>上記料率の2倍</u></p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>3. ～ 5. (現行どおり)</p>	<p>①～② (省 略) (新 設)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>3. ～ 5. (省 略)</p>

「貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」  
一部改定新旧対照表

平成22年8月5日一部改定実施  
(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>貸借取引貸出し規程第20条に規定する貸借取引に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）及び株式分割等による株式を受ける権利の処理について、次のとおり定める。</p> <p>第1 配当等の処理</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>1. ~17. (現行どおり)</p> <p>18. 前各項の株券にかかる規定は、<u>投資信託受益証券、外国投資信託受益証券および外国投資証券について準用するものとし、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、外国投資信託受益証券及び外国投資証券に準用する場合においては、第11項中「買取請求を当該発行会社に対して行い」とあるのは、「売却処分を行い」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>貸借取引貸出し規程第20条に規定する貸借取引に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）及び株式分割等による株式を受ける権利の処理について、次のとおり定める。</p> <p>第1 配当等の処理</p> <p>1. (省 略)</p> <p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>1. ~17. (省 略)</p> <p>18. 前各項の株券にかかる規定は、<u>受益証券について準用する。この場合、「株式」は「受益権」と、「株券」は「受益証券」と、「株式分割」は「受益権の分割」と、「募集株式」は「新受益権」と、「株数」は「口数」と、「貸株」は「貸受益証券」と、「株」は「口」と、「単位未満株式」は「1口に満たない受益権」と「発行会社」は「発行者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」  
一部改定新旧対照表

平成22年8月5日一部改定実施  
(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項による取扱いの対象とならない融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、法令および保振機構が定めるところにより当社を実質株主として報告するものとする。</u></p> <p><u>3. 第1項および第2項の処理または報告のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日または実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとし、その料率は1株につき5銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位の数で除して得た額とする。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p><u>5. 第1項の規定は投資信託受益証券に、第2項の規定は外国投資信託受益証券および外国投資証券に、第3項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、第3項の規定を投資信託受益証券、外国投資信託受益証券および外国投資証券について準用する場合の権利処理等手数料の料率は、同項に定める料率に10分の1を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 第1項の処理のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株数または口数に応じて負担するものとし、その料率は次のとおりとする。</u>  <u>(1) 融資担保株券の場合・・1株につき5銭</u>  <u>(2) 融資担保受益証券の場合・・1口につき</u>  <u>0.5銭</u>  <u>上記(1)および(2)の料率については、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株又は1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>(新 設)</p>